



平成 25 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社トウペ
代表者名 代表取締役社長 塩飽 博以
(コード：4614、東証・大証第 1 部)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 森下 邦彦
(TEL. 072-243-6411)

普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 370 条による決議によって、平成 25 年 6 月に開催予定の当社の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社が平成 25 年 2 月 6 日付で公表いたしました「日本ゼオン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本種類株主総会は、平成 25 年 2 月 7 日（木曜日）から同年 3 月 21 日（木曜日）までを買付け等の期間とする日本ゼオン株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）において、完全子会社化判定基準株式数（下記（注 1）において定義します。）以上の応募があり、かつ、公開買付者が、全部取得条項付種類株式を利用する方法により、当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施する場合に開催されます。ただし、本公開買付けの結果として、公開買付者の所有割合（下記（注 2）において定義します。）が 90%に満たない場合には、公開買付者は、当社と協議の上、全部取得条項付種類株式を利用する方法に代えて、会社法の手続に従い、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とし、公開買付者の株式を対価とする株式交換を採用する予定ですが、この場合、本種類株主総会は開催されません。

（注 1） 「完全子会社化判定基準株式数」とは、当社が平成 24 年 11 月 14 日に提出した第 145 期第 2 四半期報告書（以下「第 2 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（31,000,000 株）の 66.70%に相当する数である 20,677,000 株をいいます。

（注 2） 「所有割合」とは、第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 31,000,000 株から同日現在の当社が保有する自己株式数（160,315 株）を控除した株式数（30,839,685 株）に対する所有株式数の割合をいいます。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって本種類株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

- （1）基準日 平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）
- （2）公告日 平成 25 年 3 月 15 日（金曜日）
- （3）公告方法 電子公告（当社ホームページに記載いたします。）
<http://www.tohpe.co.jp>

2. 本株主総会及び本種類株主総会の付議議案について

当社は、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募があり、かつ、公開買付者が、全部取得条項付種類株式を利用する方法により、当社を公開買付者の完全子会社とする場合に、①当社が会社法の規定する種類株式発行会社となるために、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の当社株式を交付することに係る議案を本株主総会に上程する予定です。

本株主総会にて上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式の株主を構成員とする本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本基準日設定公告により、本株主総会と同日に開催予定の本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することといたしました。

なお、本公開買付けの結果並びに本株主総会及び本種類株主総会の開催日、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上